

遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知する観点から、遠隔移報システム等による火災通報を一定条件を満たす場合に限り承認することに必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

1 即時通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。

2 直接通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで火災通報装置により直接119番通報することをいう。

3 遠隔移報システム等

即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」）という。

4 警備会社等

防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社、第3セクター等の機関をいう。

5 関係者等

防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物内の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。

6 現場派遣者

即時通報等を行った場合に、現場対応行動等必要な活動を行うため、当該信号を発生した防火対象物に出動する関係者等をいう。

7 承認

即時通報等を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に、消防長が当該申請内容を認めることをいう。

8 登録

警備会社等が即時通報の係る登録申請を行った場合に、消防長が当該申請内容を認め、登録することをいう。

(対象物の範囲)

第3 即時通報等を認める対象物は、夜間、休日等において無人となる防火対象物のうち、次によるものとする。

- 1 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により自火報が設置されている消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物であること。
- 2 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の部分から承認申請がなされる場合にあっても、当該防火対象物の全体から消防隊の進入に必要な破壊等事前承諾が得られる等一定の条件に適合するときは、対象に含めることができるものとする。

(即時通報承認条件)

第4 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

- (1) 自火報は、消防法令に定める技術上の基準に従って設置及び維持管理されていること。
- (2) 自火報は、感知器の適材適所とともに、次のいずれかによる非火災報防止対策が講じられていること。
 - ア 蓄積式受信機の設置
 - イ 蓄積式中継器の設置
 - ウ 蓄積付加装置の設置
- (3) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

2 消防活動に関する事項

- (1) 消防隊到着後20分以内で、関係者等が当該防火対象物に到着できるものである

こと。

(2) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機（以下「受信機」という。）に到達する対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。

ア 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾。

イ 自火報連動もしくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の開錠装置（以下「連動開錠装置等」という。）の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることを事前に承諾するものであること。

ウ 当該防火対象物の関係者等による消防機関よりも早い現場到着。

3 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げるすべての事項に適合しているか又は第8、2に定める「登録条件」に適合しているものであること。

(1) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

(2) 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。

(3) 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知)に基づく教育担当者講習会の修了者等（以下「教育担当者」という。）による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

(直接通報承認条件)

第5 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

(1) 第4、1(1)及び(2)に適合するものであること。

(2) 直接通報に用いる機器等は、法第17条の規定により又は当該規定に準じて設置される消防機関へ通報する火災報知設備のうち、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第25条第2項第1号に規定する火災通報装置で、同条第3項第1号の規定に適合するものとし、かつ、設置及び維持管理が適切であること。

2 消防活動に関する事項

第4、2、(1)及び(2)に適合するものであること。

3 第4、2、(1)対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者の所在地へも同時に移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

(承認申請等)

第6 即時通報等の承認等に関する事項は、次によるものとする。

1 即時通報等の承認申請

(1) 即時通報等の承認を受けようとする防火対象物の管理権原者は、承認に必要な図書等を添付して消防長に申請するものとする。

(2) (1)による申請を受けた消防長は、申請内容等を審査し、第4又は第5の承認条件に適合すると認めるときは、その旨を申請のあった管理権原者に通知するものとする。

(3) 消防長は、(2)による審査の結果、承認条件に適合しないと認めるときは、承認しない旨を申請のあった管理権原者に通知するものとする。

2 即時通報等の承認内容の変更

即時通報等の承認を受けた防火対象物の管理権原者は、承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめその内容に係る図書等を添付し、消防長へ届出るものとする。

3 承認の更新

即時通報等の承認有効期間は、承認の日から3年間とし、防火対象物の管理権原者は、3年ごとに更新の申請をするものとする。ただし、承認内容に変更がない場合には、更新申請を省略することができるものとする。

4 承認の取消し

(1) 消防長は、承認した防火対象物が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、承認有効期間内であっても、当該承認を取消することができるものとする。

ア 第4または第5に定める承認条件に適合しないことが明らかになった場合

イ 即時通報承認対象物において委託している警備会社等が登録を取消された場合

ウ 即時通報等承認対象物における通報時の関係者等の支援行動等が著しく不適切であった場合

エ 第10に定める事故発生時等の不適切であった場合又はその措置についての報告を怠った場合

オ その他承認の継続が不相当であると認められる場合

(2) 消防長は、(1)による承認の取消しをする場合には、その旨を申請のあった管理権原者に通知するものとする。

(審査委員会)

第7 即時通報に係る警備会社等の登録に関する審議を行うための審査委員会等を消防本部に設置することができるものとする。

(警備会社等の登録等)

第8 警備会社等の登録等に関する事項は、次によるものとする。

1 登録の申請

即時通報に関して登録する警備会社等は、次に掲げる図書等を添付して、消防長に申請するものとする。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 基地局、待機所等の所在及びそれぞれごとの警備員数、責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数
- (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
- (6) 基地局、営業所ごとの教育担当者の状況及び教育計画
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

2 登録条件

(1) 消防長は、1の登録申請があった場合、次に掲げる「登録条件」に適合すると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

ア 即時通報に関して適切に対応できる警備会社等であること。

イ 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適性であること。

ウ 警備会社等又はその営業所等ごとに教育担当者による組織的・計画的な防火・防災教育を実施していること。

(2) 消防長は、(1)による「登録条件」に適合しないときは、その旨を申請者に通知

するものとする。

3 登録内容の変更

登録した警備会社等において、1に掲げる事項に変更を生じる場合には、あらかじめその内容に係る図書等を添付して、消防長に届出るものとする。

4 登録の更新

(1) 警備会社等の登録有効期間は、登録の日から3年間とし、3年ごとに更新の申請をするものとする。

(2) 消防長は審査の結果、支障ないと認めたときには、その旨を申請者に通知するものとする。

5 登録の取消し

(1) 消防長は、登録された警備会社等が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録有効期間内であっても、当該登録を取消することができるものとする。

ア 「登録条件」に適合しないと認められる場合

イ 現場派遣者の現場への到着が繰り返し遅延したと認められる場合

ウ 現場派遣者の措置等が著しく不相当と認められる場合

エ その他、登録の継続が不相当であると認められる場合

(2) 消防長は、(1)による登録の取消しをする場合には、その旨を当該警備会社等に通知するものとする。

(消防活動等)

第9 即時通報等に係る消防隊の運用については、消防本部の定めによるものとする。

(事故等の報告)

第10 遠隔移報システム等に係る次に掲げる事故等が発生した場合は、当該承認対象物の管理権原者又は警備会社等の代表者等は、ただちにその内容、措置について消防長に報告するものとする。

1 自火報の非火災報により通報された場合

2 遠隔移報等の誤作動により通報された場合

3 即時通報等を取りやめる場合

4 当該警備会社等の火災信号受信システム事故等が発生した場合（警備会社等が登録をしていない場合も含む。）

5 登録を受けた警備会社等が、当該登録を取りやめる場合

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、現に即時通報等により運用しているもののうち、本要綱第3に規定する防火対象物にあつては、昭和64年3月31日までに消防長等に申請し、消防長等が承認した場合にあつては昭和66年8月31日までは、本要綱による承認等を受けたものとみなすことができるものであること。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、旧要綱の様式によりなされた申請等の行為は、この要綱に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱の様式によりなされた申請等の行為は、改正後の遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱の様式に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱の様式によりなされた申請等の行為は、改正後の遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱の様式に基づいてなされた行為とみなす。